

原子力研究所法案（第一案） 昭和三一。一。一〇

第一章 総則

（目的）

第一条 原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）に基き、原子力の開発に関する研究、実験その他原子力の開発促進のため必要な事業を行い、もつて原子力の平和利用に資することを目的として、ここに原子力研究所を設立する。

（法人格）

第二条 原子力研究所（以下「研究所」という。）は、法人とする。

（業務）

第三条 研究所は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 原子力開発に関する基本的及び総合的研究
- 二 原子力の応用に関する研究及び実験
- 三 原子力発電に関する実験
- 四 放射性同位元素の利用に関する研究及び実験

研究
施設

五 放射線による障害防止に関する研究

六 前各号に掲げるもののほか、原子力の実用化に関する研究及び実験

七 原子炉の設計、建設及び操作

八 前各号に掲げる業務に係る成果の普及

九 原子力に関する技術者及び研究者の養成及び訓練

十 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要業務

要な業務

平後 基本法

第四条 研究所は、政令で定めるところにより、業務開始の際、原子力委員会の決定した原子力に関する基本政策に基いて、業務の基本計画を定め、科学技術庁長官の認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも同様とする。

2 科学技術庁長官は、前項の認可をしようとするときは、原子力委員会の意見を聞かなければならぬ。
認可も受けなければならぬ。

c114-013-009

(事務所)

第五条 研究所は、主たる事務所を東京都に置く。

2 研究所は、必要な地に従たる事務所を置く。

(登記)

第六条 研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により、登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七条 研究所でない者は、その名称中に原子力研究所という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。

(民法の準用)

第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条、第五十条及び第五十四条の規定は、研究所に準用する。

第二章 役員及び職員

(役員の種類)

第九条 研究所に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の種類及び権限)

第十条 総裁は、研究所を代表し、その業務を掌理する。

2 副総裁は、総裁を補佐して研究所の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、総裁及び副総裁を補佐して研究所の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、研究所の会計を監査する。

(役員の種類)

第十一条 総裁及び副総裁は、原子力委員会の推薦に基づいて、内閣が任命する。

原子力
研究所

同を
保つ

総裁及び副総裁

同

別紙

原千力を委員の意見も同じ

2 理事は、総裁の推薦に基いて、内閣が任命する。
3 監事は、原千力委員会の意見を聞いて、内閣が任命する。
(役員任期)

第十二条 総裁、副総裁及び理事の任期は四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることが出来る。
(役員欠格条項)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、役員であることが出来ない。

- 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 国務大臣、国会議員、政府職員（人事院が指定する非常勤の者を除く。）又は地方公共団体の議会の議員
- 四 政党の役員

五 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて研究所と取引上密接な利害関係を有する者又はこれらの者が法人であるときはその役員若しくはいかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者

六 前号に掲げる事業者の団体の役員又はいかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有する者
(役員解任)

第十四条 内閣は、役員が心身の故障のため職務の執行が出来ないと認める場合又は役員に職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があると認める場合のほかは、内閣の都合によりこれを解任することが出来ない。
(役員兼職禁止)

第十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。
(代表権の制限)

別紙

第十六条 研究所と総裁との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が研究所を代表する。

(代理人の選任)

第十七条 総裁は、副総裁、理事又は研究所の職員のうちから、研究所の業務の一部に関し、一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(参与)

第十八条 研究所に参与若干人を置く。

2 参与は、研究所の重要な業務に参与し、総裁の諮問に應ずる。

(役員、参与及び職員の公務員たる地位)

第十九条 役員、参与及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する者とみなす。

職員が公務員たる地位

2 役員、参与及び職員には国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)は適用しない。

(職員の地位及び資格)

第二十条 この法律において研究所の職員とは、研究所に常時勤務する者であつて、役員、参与及び二月以内の期間を定めて雇用される者以外の者をいう。

平定る
二二

第十三条第三号に該当する者は、職員であることができない。

第二十一条 職員の任用は、その者の受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基いて行う。

(給与)

第二十二条 職員の給与は、その職務の内容と責任に匹するものであり、かつ、職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならぬ。

三〇

2 前項の給与は、国家公務員及び民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。

~~3~~ 放射線にさらされ又はさらされるおそれのある職務に従事する職員の給与は、その職務の特殊性を考慮して、特別にこれを定めるものとする。

降職及び免職
ナヤマヤ

第二十三条 職員は、次の各号の一に該当する場合を除き、その意に

反して、降職され、又は免職されることがない。

一 勤務成績がよくない場合

二 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 其他その職務に必要な適格性を欠く場合

四 業務量の減少により過員を生じた場合その他業務運営上やむを得ない理由が生じた場合

(休職)

第二十四条 職員は、次の各号の一に該当する場合を除き、その意に

一 心身の故障のため長期の休養を必要とする場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

三 職員が前項第一号の規定に該当して休職された場合における休職の期間は、公務上負傷し、又は疾病にかかり、同号の規定に該当して休職にされた場合を除き、三年をこえない範囲内において、休養を要する程度に及び、総裁が定める。休職の期間中その職員についてその故障が消滅したときは、総裁は、すみやかにその者を復職させなければならない。

四 第一項第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

五 休職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。

六 休職者の給与は、研究所の給与準則の定めるところにより支給する。

反して、休職されることがない。

性核論
（懲戒）
箇条

- 第二十五条 総裁は、職員が次の各号の（一）に該当する場合は、これに対し、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。
- 一 この法律又は研究所が定める業務上の規定に違反した場合
 - 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
 - 三 停職の期間は、一月以上一年以下とする。
 - 四 停職者は、職員としての身分を保持するが、その職務に従事しない。停職者は、その停職の期間中俸給の三分の一を受ける。
 - 五 減給は、一月以上一年以下の間俸給の十分の一以下を減ずる。
- （服務の基準）
- 第二十六条 職員は、職務を遂行するについて、誠実に法令及び研究所が定める業務上の規定に従わなければならない。
- 職員は、全力をあげてその職務の遂行に専念しなければならない。

同、法に基く上、懲戒法人

全学連下... 出望... 夫... 中... 浦... 道...

研究... 博士... 空... 員... 適... 用... せ... る...

- ① 研究... 専... 断... せ... る...
- ② 研究... 専... 断... せ... る...
- ③ 研究... 専... 断... せ... る...

第三章 財務及び会計

第二十七条 国は、研究所が業務を遂行するために必要な資金を負担する。

前項の資金については、国は、毎年、予算の範囲内において、交付金として研究所に交付する。

第二十八条 研究所は、総理府令の定めるところにより、毎年前条の交付金の額の算定に用いる資料その他必要な資料を科学技術庁長官に提出しなければならない。

(事業年度)

第二十九条 研究所の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(経理原則)

第三十条 研究所の財務及び会計に関しては、財産の増減及び異動をその発生の実実に基いて経理するものとする。

(収入支出予算)

第三十一条 収入支出予算は、勘定の別を区分し、勘定ごとに、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて更に区分する。

第三十二条 研究所は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、あらかじめ、科学技術庁長官の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算の繰越)

第三十三条 研究所の毎事業年度の支出予算は、翌年度において使用することができない。ただし、年度内に研究所の支払の原因となる契約その他の行為をし、避け難い理由のため年度内に支払の終らなかつた支出金に係る支出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 研究所は、前項ただし書の規定による繰越をしようとするときは、

財元日録、
借借記帳表、
控帳記帳表

同条の：よきす。

予算・範囲内よきす。

事項ごとにその理由及び金額を明らかにした繰越計算書を作成し、
科学技術庁長官の認可を受けなければならない。

(決算)

第三十四条 研究所は、毎事業年度の決算を翌年度六月三十日まで
完結しなければならない。

第三十五条 研究所は、毎事業年度、財産目録及び貸借対照表(以下
「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後一月以内に科学技術
庁長官に提出して、その承認を受けなければならない。

2 研究所は、前項の規定により科学技術庁長官の承認を受けたとき
は、その財務諸表を公告しなければならない。

第三十六条 研究所は、毎事業年度経過後三月以内に、予算の区分に
従いその実施の結果を明らかにした報告書を作成し、前条第一項の
規定により科学技術庁長官の承認を受けた当該事業年度の財務諸表
とともに、科学技術庁長官に提出しなければならない。

2 科学技術庁長官は、前項の規定により報告書及び財務諸表(以下
「決算書類」という。)の提出を受けたときは、これを内閣に送付
しなければならない。

3 第一項に規定する報告書の形式及び内容は、総理府令で定める。

第三十七条 内閣は、前条第二項の規定により研究所の決算書類の送
付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までこれを会計検
査院に送付しなければならない。

2 内閣は、会計検査院の検査を経た研究所の決算書類を、国の歳入
歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。
(剰余金の国庫納付)

第三十八条 研究所は、毎事業年度において、収入及び支出の決算上
剰余を生じたときは、これを国庫に納付しなければならない。

(一時借入金)

第三十九条 研究所は、科学技術庁長官の認可を受けて、金融機関か

ら一時借入金をすることができ
る。

(政府からの貸付)

御印
湯川博士

第四十条 政府は、研究所に対し、長期若しくは一時の資金の貸付を
することができる。

(国庫余裕金の一時使用)

第四十一条 政府は、前条の一時の資金の貸付に代えて、当該事業年
度内に限り、国庫余裕金を研究所に一時使用させることができる。

2 前項の規定により一時使用させる金額については、大蔵大臣の定
めるところにより、相当の利子を附するものとする。

(償還計画)

第四十二条 研究所は、毎事業年度、長期借入金の償還計画をたてて、
科学技術庁長官の承認を受けなければならない。

(現金の取扱)

第四十三条 研究所は、業務に係る現金を国庫に預託しなければならない

ない。ただし、業務上必要があるときは政令で定めるところにより、
郵便局又は銀行その他大蔵大臣が指定する金融機関に預け入れるこ
とができる。

2 政府は、前項の規定により国庫に預託された預託金については、
大蔵大臣の定めるところにより、相当の利子を附するものとする。

(財産の処分の制限)

第四十四条 研究所は、政令で定める重要な財産を譲渡し、担保に供
し、又は有償で取得しようとするときは、科学技術庁長官の認可を
受けなければならない。

(会計職員)

第四十五条 総裁により契約を締結する職員として任命された者は、
契約の締結に関し、総裁により現金の出納を命令する職員として任
命された者は、債務者に対する支払の請求に関し、総裁により現金
の出納をする職員として任命された者(以下「現金出納職員」とい

う。）は、現金の支払及び受領に関し、総務により物品の出納をする職員として任命された者（以下「物品出納職員」という。）は、物品の引渡及び受領に関し、それぞれ総裁を代理する。

第四十六条 総裁は、現金出納職員又は物品出納職員が善良な管理者の注意を怠り、その保管に係る現金又は物品を亡失し損し、研究所に損害を与えたときは、その損害の弁償を命じなければならぬ。

2 前項の規定により弁償を命ぜられた現金出納職員又は物品出納職員は、その責を免がれるべき理由があると信ずるときは、会計検査院の検定を求めることができる。ただし、弁償を命ぜられた時から起算して五年を経過したときは、この限りでない。

3 前項の場合において、会計検査院が現金出納職員又は物品出納職員に弁償の責がないと検定したときは、総裁は、その弁償の命令を取り消し、既納に係る弁償金を直ちに還付しなければならぬ。

（会計規程）

第四十七条 研究所は、その会計に関し、この法律及びこれに基づく命令に定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

2 研究所は、前項の会計規程を定めるときは、その基本事項について、科学技術庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 研究所は、第一項の会計規程を定めたときは、直ちにこれを科学技術庁長官及び会計検査院に通知しなければならない。

（会計検査）

第四十八条 研究所の会計については、会計検査院が検査する。

（大蔵大臣との協議）

第四十九条 科学技術庁長官は、第三十九条の認可及び第四十二条の承認をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第四章 監督
（監督者）

第五十条 研究所は、科学技術庁長官が監督する。

(事業計画等)

第五十一条 研究所は、毎事業年度の開始前にその事業年度の事業計画を定め科学技術庁長官の認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも同様とする。

(事業報告書の提出)

第五十二条 研究所は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書を科学技術庁長官に提出しなければならない。

(監督上の命令)

第五十三条 科学技術庁長官は、第一条に規定する目的を達成するため特に必要があると認めるときは、研究所に対し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十四条 科学技術庁長官は、この法律を施行するため必要がある

と認めるときは、研究所から、その業務若しくは経理の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、研究所の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五章 雑則

(恩給)

第五十五条 この法律施行の際現に恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員たる者が、引き続きて研究所の役員又は職員となつた場合には、同法第二十条に規定する文官であつて国庫から俸給を受ける者として勤続するものとみなし、これに恩給法の規定を準用する。

2 前項の規定により恩給法を準用する場合においては、恩給の給与等については、研究所を行政庁とみなす。

3 第一項の規定により恩給法を準用する場合において、同項において準用する恩給法第五十九条の規定により研究所の役員又は職員が納付すべき金額は、同項の規定にかかわらず、研究所に納付すべきものとする。

(共済組合)

第五十六条 研究所の役員及び職員は、国に使用されるもので国庫から報酬を受ける者とみなし、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定を準用する。この場合において、同法中「各省各庁」とあるのは「原子力研究所」と、「各省各庁の長」とあるのは「原子力研究所総裁」と、第六十九条及び第九十二条中「国庫」とあるのは「原子力研究所」と、第七十三条第二項、第七十五条第二項及び第九十八条中「政府を代表する者」とあるのは「原子

力研究所を代表する者」と読み替えるものとする。

第五十七条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第十二条第一項及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第十二条の規定の適用については、研究所の役員及び職員は、国に使用される者とみなす。

(災害補償)

第五十八条 研究所の役員及び職員は、国に使用される者で国庫から報酬を受けるものとみなし、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)の規定を準用する。この場合において、「国」とあるのは「原子力研究所」と読み替えるものとする。

2 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三条第三項の規定の適用については、研究所の事業は、国の直営事業とみなす。

3 第一項の規定により補償に要する費用は、研究所が負担する。

(失業保険)

第五十九条 失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第七条の規定の適用については、研究所の役員及び職員は、国に使用される者とみなす。

第六十条 国庫は、研究所がその役員及び職員に対し失業保険法に規定する保険給付の内容をこえる給付を行う場合には、同法に規定する給付に相当する部分につき、同法第二十八条第一項に規定する国庫の負担と同一割合によつて算定した金額を負担する。

第六章 罰則

(省略)

附則

(省略)

(財団法人原子力研究所の引継について措置をする必要がある。)